

令和4年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について（原則R4.5.1適用）

項 目	実 施 内 容	備 考
<p>1 地域の守り手となる建設産業の健全な発展を目指して</p> <p>【建設企業・技術者の適正な評価】</p> <p>(1) 建設企業の格付け制度の見直し</p> <p>(2) 設計委託業務等受託業者の選定基準の見直し</p> <p>(3) 県土整備部優良工事表彰制度の拡充</p> <p>【働き方改革の推進】</p> <p>(1) 建設分野への週休2日制の導入を加速</p>	<p>(1) 建設企業の格付け制度を見直す。</p> <p>① 土木一式工事の格付け対象工事を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格付けの工事成績加算率の対象工事に四国地方整備局発注工事を追加する。 ※ 令和4年度の格付けから実施 <p>② CCUS（建設キャリアアップシステム）登録企業を格付けで加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2か年分を審査（R4.1.1時点で加入：5点、R5.1.1時点で加入：3点） ※ 令和5年度の格付けから実施 <p>③ 技術検定制度の改正に対応し、技士補を格付けで適正に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年労働者の雇用で技士補新規取得を加点する。 ※ 令和3・4年の取得を令和5年度の格付けから実施 経営事項審査の制度改正に対応し、1級技士補を技術力で加点する。 ※ 令和4年度の格付けから実施 <p>④ 子育てに優しい職場環境づくりを積極的に推進する企業を評価する。</p> <p>徳島県はぐくみ支援企業等の認証企業（R5.1.1時点で認定済：5点）</p> ※ 令和5年度の格付けから実施 <p>(2) 建築設計関係業者のランクAの選定基準を見直す。</p> <p>1級建築士事務所の所属建築士人数が3名以上で総合評価上位20番までの者</p> ※ 令和5年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用 <p>(3) 県土整備部優良工事表彰制度を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件不利地域で施工する「難工事部門」を創設する。 「建築・設備部門」の対象に県土整備部以外（農林除く）の発注工事を追加する。 ※ 令和4年度に実施する表彰から適用 ※ 令和5年4月1日以降に入札公告を行う案件から総合評価で加点 <p>(1) 建設分野への週休2日制の導入を加速する。</p> <p>① 災害復旧工事等を除く全ての工事において、工事現場の一斉閉所日を設定する。</p> <p>【令和4年度】毎月第2土曜日を一斉閉所日（目標：毎月1回以上）</p> <p>【令和5年度】毎月第2・4土曜日を一斉閉所日（目標：毎月2回以上）</p> <p>② 「担い手確保モデル工事」における週休2日の「発注者指定型」の試行対象を設計金額3千万円以上の災害復旧工事等を除く全ての土木工事に拡大する。</p> ※ 令和4年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用 <p>③ 長期にわたり継続的な施工が求められる土木工事において、「受注者希望型」による「週休2日交替制」を試行する。</p> <p>④ 営繕課が発注する工事において、週休2日制を試行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築工事において、「発注者指定型」を試行する。 新築を除く工事において、「受注者希望型」を試行する。 ※ 令和4年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用 	<p><現行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ランクA ・ 総合評価点が上位20番までの者 <p><現行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県土整備部が発注する工事 <p><現行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計金額5千万円以上の全ての土木工事（災害復旧工事等を除く）

<p>(2) 余裕のある契約工期の拡充</p>	<p>(2) 余裕のある工期を確保するため、「橋梁保全工事」の工種区分を新設する。 ※ 令和4年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用</p>										
<p>2 県土強靱化の推進による 地域経済の好循環を目指して</p>											
<p>【県土強靱化事業の迅速な執行】 (1) 受注機会の分散・余裕期間制度の拡充による執行力の強化</p>	<p>(1) 受注機会の分散・余裕期間制度の拡充により執行力を強化する。 ① 施工者分割型入札方式（一抜け方式）の運用を見直す。 ・ 同一工事区域における一抜け方式の分割数は2～3を基本とし、当面の間、必要と認められる場合は、現場条件により適宜設定することができる。 ※ 令和4年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用</p>	<p><現行> ・ 同一工事区域において一抜け方式の対象となる分割数は2～3とする</p>									
<p>(2) 現場代理人及び主任技術者等の兼務要件の拡充</p>	<p>② 余裕期間制度に「任意着手方式」を追加する。 ・ 落札者が自ら工事着手日を設定できる「任意着手方式」を導入する。 ※ 令和4年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用</p>	<p><現行> ・ 工事着手日選択契約方式 ・ 工事着手日指定契約方式</p>									
<p>(2) 現場代理人及び主任技術者等の兼務要件の拡充</p>	<p>(2) 現場代理人及び主任技術者等の兼務要件を拡充する。 ① 企業の施工体制強化のため、当面の間、特例監理技術者の兼務要件を緩和する。 (ア) 東部県土整備局又は各総合県民局の各局管内の2つの工事 (イ) 徳島県が発注する当初請負対象金額が2億円未満の工事、又は国・地方公共団体等が発注し監理技術者の兼務が認められている公共工事 (ウ) 低入札工事、災害復旧工事や維持工事でないこと ※ 令和4年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用</p>	<p><現行> (ア) 東部県土整備局又は各総合県民局の各庁舎管内の2つの工事 (イ) 徳島県県土整備部が発注する当初請負対象金額が2億円未満の工事 (ウ) 低入札工事、災害復旧工事や維持工事でないこと</p>									
	<p>② 建設業許可事務ガイドラインの改正に対応し、主任技術者等の配置要件を緩和する。 ・ 経營業務管理責任者について、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、常時連絡をとることが可能な場合、専任を要しない主任技術者等との兼務を可能とする。 ※ 令和4年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用</p>	<p><現行> ・ 開札日時点で 3か月以上の雇用関係が必要</p>									
<p>(3) 総合評価落札方式における評価等の見直し</p>	<p>③ 鋼構造物維持修繕工事において、技術者の配置要件を緩和する。 ・ 企業の施工体制強化のため、当面の間、監理技術者補佐について、開札日時点で雇用関係にあることで足りるものとする。 ※ 令和4年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用</p>	<p><現行> ・ 開札日時点で 3か月以上の雇用関係が必要</p>									
	<p>(3) 総合評価落札方式における評価等を見直す。 ① 総合評価による発注実績が少ない橋梁塗装の工事成績の補正係数 β を変更する。 ・ 当面の間、「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の施工能力」の評価に用いる工事成績の補正係数βを「1.0」とする。 ※ 令和4年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用</p>	<p><現行> ・ 工事成績の補正係数 (β) 2千5百万円以上 : 1.5 1千万円以上2千5百万円未満 : 1.2 1千万円未満 : 1.0</p>									
	<p>② 舗装工事の受注者希望型ICT活用工事において、ICT施工プロセスを企業の施工能力として評価する。</p> <table border="1" data-bbox="654 1273 1550 1356"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 全ての段階又は一部（簡易型）でICT活用工事を実施</td> <td></td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>b) a) を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施</td> <td></td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		配点	a) 全ての段階又は一部（簡易型）でICT活用工事を実施		2点	b) a) を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施		1点	<p><ICT施工プロセス> ① 3D起工測量 ② 3D設計データ作成 ③ ICT建機施工 ④ 3D出来形管理等 ⑤ 3Dデータ納品</p>
評価基準		配点									
a) 全ての段階又は一部（簡易型）でICT活用工事を実施		2点									
b) a) を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施		1点									
	<p>※ 令和4年5月1日以降に入札公告を行う受注者希望型ICT活用対象工事から適用</p> <p>③ 「橋梁修繕(PC)・鋼構造物工事」における配置予定技術者の評価要件を拡充する。 ・ 工事成績（同種工事の施工実績）に担当技術者としての成績を追加する。 ※ 令和4年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用</p>										

- ④ 「継続学習（CPD）」に係る評価基準を、当面の間、緩和する。
 ・有効期間：原則、過去5か年度及び当該年度の入札公告日まで
 ⇒ 過去7か年度及び当該年度の入札公告日まで
 ・直近の取得単位：前年度に取得単位がないものは評価しない
 ⇒ 前年度又は前々年度の単位の取得状況は考慮しない
 ※ **令和4年5月1日以降**に入札公告を行う案件から適用
- ⑤ 優良工事表彰・優良建設技術者表彰の受賞実績を評価する。
 ・令和3年度に実施した「優良工事表彰」の「ICT活用工事部門」受賞企業を「ICT活用対象工事」に限定し総合評価で評価する。
 ※ **令和4年4月1日以降**に入札公告を行う案件から総合評価で加点
 ・令和3年度に実施した「優良建設技術者表彰」の「若手建設技術者奨励賞（部長賞）」受賞者を総合評価で評価する。
 ※ **令和4年4月1日以降**に入札公告を行う案件から総合評価で加点
 ・令和4年度に実施する「優良工事表彰」の「優良下請工事表彰」受賞企業（格付けB等級）を総合評価で評価する。
 ※ **令和5年4月1日以降**に入札公告を行う案件から総合評価で加点
- ⑥ 「地域貢献度」の評価要件を拡充する。
 ・切迫する南海トラフ巨大地震をはじめ、激甚化・頻発化する大規模自然災害に備え、迅速かつ効率的な道路啓開を担う建設企業を適正に評価するため、地域防災力に係る配点を見直す。
 【地域貢献度－地域防災力】
- | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|------|---------------------|----|
| 協定等 | 災害時支援協定 | 5点 |
| | 広域的な災害時相互支援協定 | 3点 |
| | 家畜伝染病支援協定等 | 5点 |
| | 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 | 5点 |
- ※ **令和4年5月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

<現行>
 ・有効期間：原則、過去5か年度及び当該年度の入札公告日まで ⇒過去7か年度及び当該年度の入札公告日まで
 ・直近の取得単位：前年度に取得単位がないものは評価しない ⇒前年度又は前々年度に取得単位があるものを評価対象とする

<現行>
 ・災害時支援協定 : 5点
 ・広域的な災害時相互支援協定 : 3点
 ・家畜伝染病支援協定等 : 5点
 ・大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 : 2点

【就労環境の改善】

- (1) 最低制限価格等の見直し
- (2) 法定外労働災害保険の全工事での要件化
- (3) 建設コンサルタント業務におけるコミュニケーションの円滑化
- (4) 工事関係書類の簡素化等を加速
- (5) 地域実態を踏まえた積算対応

- (1) 公共工事の品質確保の観点から、**最低制限価格、低入札価格調査基準価格等の算定率を引き上げる。(一般管理費等×0.68)**
 ※ **令和4年5月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用
- (2) 契約締結時に**法定外労働災害保険の加入証明書等の提出**を求める対象を、**県土整備部発注の全ての工事に拡大**する。
 ※ **令和4年4月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用
- (3) 受発注者が業務スケジュール等を共有する「**スケジュール管理表**」を作成する。
 ※ **令和4年5月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用
- (4) 提出書類の簡素化・標準化を図り、「**工事関係書類等の適性化ガイドライン**」を拡充する。
- (5) 地域実態を踏まえた積算対応を行う。
 ・主要資材（コンクリート類）の急激な価格変動に適切に対応するため、単品スライド条項の**弾力的な運用**を図る。
 ・山間部等の資材運搬経路が狭小な工事現場において、適正な工事価格を算出するため、「**小型車運搬割増（碎石等）**」の単価を設定する。

<現行>
 ・算定率：一般管理費等×0.55

<現行>
 ・県土整備部発注の請負金額5百万円以上の工事

<p>3 建設分野のDX実装を目指して</p> <p>【生産性の向上】</p> <p>(1) 産学官連携により建設分野のDXを加速</p> <p>(2) 非接触・リモート型の働き方を拡大</p> <p>(3) 建設業許可・経営事項審査の電子化</p>	<p>(1) 「徳島県インフラDX推進協議会」を設立し、デジタル技術の普及・拡大による生産性の向上を図る。</p> <p>(2) 非接触・リモート型の働き方を拡大する。</p> <p>① 「情報共有システム（ASP）」を積極的に活用するため、「発注者指定型」の対象を設計金額5千万円以上の土木工事に拡大する。 ※ 令和4年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用</p> <p>② 「遠隔臨場」及び「Web会議」の「発注者指定型」を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「遠隔臨場」は、設計金額5千万円以上の土木工事、設計金額7千万円以上の宮繕工事で試行する。 ・ 「Web会議」は、設計金額1千万円以上の委託業務に適用する。 <p>※ 令和4年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用</p> <p>(3) 建設業許可・経営事項審査の電子申請システムを活用し利便性の向上を図る。 ※ 令和5年1月から運用開始予定</p>	<p><現行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計金額1億円以上の土木工事で発注者指定型 <p><現行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔臨場：全ての土木工事で受注者希望型 ・ Web会議：全ての委託業務で受注者希望型
<p>4 建設産業への支援</p> <p>【県内企業の活用推進と負担軽減】</p> <p>(1) 県内企業の活用推進</p> <p>(2) 講習会の実施等による支援</p>	<p>(1) 県内企業への優先発注等を推進する。</p> <p>① 「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」に基づき県内企業への優先発注を推進する。</p> <p>② 県内産資材調達を推進する。</p> <p>③ 県内産出の原材料及び技術の優先使用を推進する。</p> <p>(2) 講習会の実施等により建設企業を支援する。</p> <p>① 入札等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加に必要な見積り、総合評価落札方式、施工体制等に関する基礎知識を習得するための講習会を実施する。 ・ 県が公表する「発注見通し・発注情報」にPDFデータを追加する。 <p>② 電子化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子納品に関する個別相談会等を実施するとともに、習熟度アップにつながる取組を推進する。 ・ 市町村との電子入札システムの共同利用の拡大を図る。 <p>③ 建設業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業におけるDXを推進するため、平成長久館と連携し、経営者向けのトップセミナーやi-Constructionを担う技術者を育成するICT技術講習会等、各種講習会を開催する。 ・ 建設工事従事者の処遇改善、担い手確保を図るため、「建設企業のCCUS」の登録を支援する。 ・ 建設企業が現場代理人等を適切かつ効果的に配置できるよう、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の周知を図る。 ・ 建設業BCPの策定支援及び認定企業に対するフォローアップを実施する。 ・ 建設企業の負担軽減と県及び市町村の事務の合理化・効率化を図るため、申請窓口の県への一元化や申請書類の共有化を実施する。 	